

# こころの鈴 通信



すずちゃん

生徒のみなさんへ

「つらいな…」「悲しいな…」と思うことの中には、『子どもの権利』が侵害されていることがあります。

少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。

自分のことでなくても大丈夫です。秘密は必ず守ります。

例えば、こんなことで悩んでいたら…

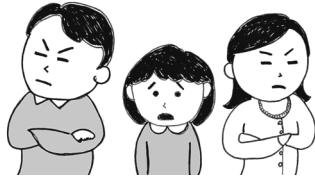
### 学校で…

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない



### 家庭で…

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと



### 部活や習い事で…

- 怒られること
- 先輩や先生、コーチのこと



電話で・メールで・会って…

### 相談する

どんなことでも、まずは相談してみましょう。



### 一緒に考える

あなたの気持や意見をじっくり聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。



### 調べる・協力依頼

解決に向けて必要な場合は、関係する人や機関に話を聞き、協力をお願いします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。



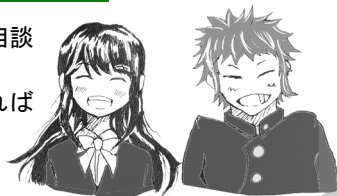
### 要請・意見表明

関係する機関などに改善要請や意見表明をすることができます。



### もう大丈夫！安心できたよ

困ったことが出てきたら、また相談してください。相談が終わっても、必要があれば見守り支援をします。



松本市では、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指すため、平成25年4月に『松本市子どもの権利に関する条例』をつくりました。子どもの権利相談室『こころの鈴』は、条例第15条により平成25年7月から開設しています。

子どものための相談室

### 子どもの権利相談室『こころの鈴』



- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)
- メールで相談 [kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp](mailto:kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp)
- 会って相談 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階 までお越しください。希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。

